

倫理要綱

昭和56年5月総会決議

本会の構成員は、測量設計業のもつ使命と職責の重大性に鑑み、信義に基づいて職務の遂行にあたり、職業上の地位の向上並びに社会的評価の向上に努めなければならない。そのため、次の事項を遵守するものとする。

1. 品位の向上

構成員は、一般社団法人全国測量設計業協会連合会並びに会員の社会的地位の向上のためにその名誉を重んじなければならない。

2. 技術の権威保持

構成員は、常に技術の向上に努め、依頼者に対し技術的信念のもとに業務の遂行にあたらなければならない。

3. 公正の維持

構成員は、測量設計業務の公共性に鑑み、常々厳正中立の立場にたつて業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

4. 秘密の保持

構成員は、依頼者より受けた業務について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 不当競争の禁止

構成員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

6. 相互協力

構成員は、業務の遂行にあたり、その必要性を認めたときは、構成員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるよう努めなければならない。

7. 法令等の遵守、名誉保持の義務

構成員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接間接を問わず、自己または他の構成員若しくは会員、及び本会の名誉または信用を傷つけるような行為をしてはならない。

倫理要綱運用規程

平成25年4月22日理事会決定

(目的)

1. この規程は、本協会設立の趣旨に基づき信頼される測量業界を確立するため、一般社団法人全国測量設計業協会連合会が制定した倫理要綱（以下「要綱」という。）を会員に浸透させ倫理を確立することを目的とする。

(担当委員会)

2. 会長は、本規程の事務を指名した委員会（以下「委員会」という。）に、分担させることができる。
3. 委員会は、会員に要綱を遵守するよう、あらゆる機会を利用し趣旨の徹底を図るものとする。

(違反会員の措置)

4. 委員会は、要綱を遵守しないかまたは遵守しないと思われる会員があった場合は、その実情を調査し会長に報告するものとする。
5. 会長は、前項により報告を受けたときは、理事会の意見を聞き、当該会員を処分することができる。